権利 1　宿題　　予習・復習

「権利 1」の予習問題

次の問 1 から問 10 までのそれぞれの記述について、正しいものには「1」、誤っているものには「2」にマークしなさい。

■民法の基本原則
問 1　権利を行使することで、それが権利の濫用となる場合、その行便は認められない。

■能力
問 2　未成年者は、単に権利を得る法律行為をする場合であっても、その法定代理人の同意を得ずに行った法律行為は、取り消すことができる。

問 3　成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物に抵権を設定するためには、家庭裁判所の許可が必要である。

問 4 被保佐人は、保佐人の同意を得ずに土地を売却する意思表示を行った場合、保佐人は、当該意思表示を取り消すことができる。

「権利 1」の予習解答解説

問 1　正しい。権利の濫用は、許されません。本問は、権利濫用について、正しい記述です。

問 2　誤り。未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければなりませんが、単に権利を得、または義務を免れる法律行為については、同意は不要です。

問 3　正しい。成年後見人は、成年被後見人に代わって、成年被後見人が居住している建物またはその敷地について、売却・賃貸・抵当権の設定その他の処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

問 4　正しい。被保佐人は、一定の重要な法律行為（不動産を売却する行為など）を有効に行うには、保佐人の同意が必要となります。保佐人の同意を得ずにした場合、その行為は取り消すことができます。

権利 1　宿題　　予習・復習

「権利関係 1」の復習

■能力

【問 1】 A が自己所有の土地について締結する売買契約の相手方に関する次の記述のうち、民法の規定及び判例によれば、正しいものはどれか。

1. 買主 B が意思無能力者であった場合、B は、A との間で締結した売買契約を取り消すことができる。
2. 買主 C がその契約当時 16 歳であった場合、C には意思能力があるため、C は未成年者であることを理由に当該売買契約を取り消すことができない。
3. 買主 D が成年被後見人であり、成年後見人の同意を得て A との間で売買契約を締結したものである場合、成年後見人は、当該売買契約を取り消すことができない。
4. 買主 E が被保佐人であり、保佐人の同意を得ずに A との間で売買契約を締結した場合、保佐人は、当該売買契約を取り消すことができる。

問 1　正解 4　●●●

1. 誤り。意思無能力者の法律行為は、無効。

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は「無効」です。取り消すことができるものではありません。

2, 誤り。法定代理人の同意なしにした未成年者の法律行為は、原則として取り消すことができる。

本肢の C は未成年者（18 歳未満）であるため、法定代理人の同意がない法律行為は、原則として取り消すことができます。

3. 誤り。成年被後見人の法律行為は、取り消すことができる。

成年被後見人のした法律行為は、日用品の購入など日常生活に関する行為を除き、成年後見人の同意を得ていても、取り消すことができます。成年後見人には同意権がありません。

4. 正しい。被保佐人は、不動産の売買契約を取り消すことができる。

被保佐人が不動産の売買契約を締結するためには、保佐人の同意が必要であり、同意を得ないでなされた場合、保佐人は、その売買契約を取り消すことができます。

権利 1　宿題　　予習・復習

【問 2】　制限行為能力者の行為に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 未成年者が、単に権利を得又は義務を免れるべき行為をするときは、親権者の同意は不要である。
2. 未成年者が、法定代理人から許可された営業に関する契約を締結するときは、法定代理人の同意は不要である。
3. 成年被後見人が、日用品の購入その他日常生活に関する行為をするときは、成年後見人の同意は不要である。
4. 被保佐人は、保佐人の同意を得なければ、3 年間の土地賃貸借契約を締結することができない。

問 2　正解 4　●●

1　正しい。単に権利を得、義務を免れる行為は単独で可能。

単に権利を得、または義務を免れるだけの行為であれば、未成年者でも、法定代理人（ここでは、未成年者の親権者等のことです）の同意なく単独ですることができます。

2　正しい。許可された営業に関する行為は単独で可能。

未成年者が、法定代理人から許可された営業に関する行為については、法定代理人の同意は不要です。[p6（2）制限行為能力者の能力①未成年者]

3.　正しい。日用品の購入その他日常生活に関する行為は、例外として取消し不可。

成年被後見人の法律行為は、原則として取り消すことができます。ただし、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、例外として取り消すことができません。

4.　誤り。土地について 5 年を超えない範囲の賃貸借は、被保佐人も単独で可能。

被保佐人は、土地について 5 年、建物について 3 年を超えない範囲の賃貸借については、保佐人の同意を得なくても締結できます

権利１　宿題　　予習・復習

【問 3】 成年後見人が、成年被後見人を代理して行う次に掲げる法律行為のうち、民法の規定によれば、家庭裁判所の許可を得なければ代理して行うことができないものはどれか。

1. 成年被後見人が所有する乗用車の第三者への売却
2. 成年被後見人が所有する成年被後見人の居住の用に供する建物への第三者の抵当権の設定
3. 成年被後見人が所有するオフィスビルへの第三者の抵当権の設定
4. 成年被後見人が所有する倉庫についての第三者との賃貸借契約の解除

問 3　正解 2　●●●

成年後見人は、成年被後見人に代わって、「居住の用に供する建物またはその敷地」について、売却・賃貸・賃貸借の解除・抵当権の設定その他これらに準ずる処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければなりません。

1　できる。　乗用車の売却は、居住用建物・敷地の処分にあたらない。

「成年被後見人が所有する乗用車」は、上記の「居住の用に供する建物またはその敷地」に該当しません。

2. できない。　居住用建物への第三者の抵当権の設定は、家庭裁判所の許可が必要。

成年被後見人が所有する成年被後見人の居住の用に供する建物への第三者の抵当権の設定は、「居住の用に供する建物またはその敷地について、売却・賃貸・賃貸借の解除・抵当権の設定」に該当します。したがって、成年後見人は、家庭裁判所の許可を得なければ、代理して行うことができません。

3. できる。　オフィスビルへの抵当権の設定は、居住用建物・敷地の処分にあたらない。

「成年被後見人が所有するオフィスビル」は、上記の「居住の用に供する建物またはその敷地」に該当しません。

4 できる。　倉庫についての賃貸借の解除は、居住用建物・敷地の処分にあたらない。

「成年被後見人が所有する倉庫」は、上記の「居住の用に供する建物またはその敷地」に該当しません。